

○伊勢広域環境組合長期継続契約を締結することができる契約を定める条例

平成 19 年 11 月 26 日

組合条例第 3 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）234 条の 3 及び地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 17 の規定に基づき、長期継続契約を締結することができる契約に関し必要な事項を定めるものとする。

(長期継続契約の対象)

第 2 条 長期継続契約を締結することができる契約は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 事務機器等の賃貸借及びその保守に関する契約
- (2) 施設の維持管理に関する契約
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、業務の適正な履行のために管理者が特に必要と認める契約

(契約の期間)

第 3 条 前条に規定する契約の期間は、5 年を超えない範囲で管理者が定めるものとする。ただし、管理者が特別な理由があると認めるときは、この限りでない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。